

石川県競争入札参加資格者（物品の部）の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

株式会社北陸マツダ
石川県野々市市横宮町3番1号

2 指名停止期間

令和4年4月12日から令和4年5月11日まで（1箇月間）

3 指名停止理由

（株）北陸マツダの東大通店（金沢市）と富山本店（富山市）は、乗用車の1年定期点検でブレーキの検査をしたかのように虚偽の記録を行い、顧客に過大請求をしていた。

令和4年4月1日、北陸信越運輸局はこの2店舗に対し、道路運送車両法に基づき行政処分を行った。

このことは、競争入札参加者の資格審査及び指名基準取扱要綱第5条の規定により準用する石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱第2条、別表第2第16号「不正又は不誠実な行為」に該当すると認められるため、指名停止とする。

| |
|-----------------|
| （事務担当） |
| 総務部管財課用度グループ |
| 内線 3481 |
| 外線 076-225-1262 |
| 担当 鈴見 |